県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次

（取扱課室名）　ページ

○　告示
1175　随意契約の相手方の決定　（情報政策課）...... 1
1176　特定非営利活動法人の定款変更認証の申請　（県民生活課）...... 2
1177　生活保護法による医療機関の指定　（福祉保健総務課）...... 2
1178　道路の区域変更　（道路保全課）...... 2
1179　道路の供用開始　（　〃　）...... 3
○　選挙管理委員会告示
73　政治団体の届出事項の異動の届出　...... 3
74　政治団体の解散の届出　...... 3
75　政治団体の収支報告書の要旨　...... 4
76　政治団体の設立の届出　...... 4
○　公告
都市計画の案の縦覧　（都市政策課）...... 5
○　監査公表
監査公表第19号　...... 5

告　　示

和歌山県告示第1175号

共用端末導入及び賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年10月5日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　共用端末導入及び賃貸借　一式
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　和歌山県企画部企画政策局情報政策課
　和歌山市小松原通一丁目1番地
3　随意契約の相手方を決定した日
　平成24年8月30日
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
　富士通株式会社和歌山支店
　和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
　富士通リース株式会社関西支店
　大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
5　随意契約に係る契約金額

255,704,820円（うち消費税及び地方消費税の額12,176,420円）

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1176号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県ＮＰＯサポートセンターに備え置いて、平成24年11月21日まで縦覧に供する。

平成24年10月5日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　申請年月日

平成24年9月21日

2　名称

特定非営利活動法人fun-fun

3　代表者の氏名

西嶋知安紀

4　主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市根来274番地の6

5　定款に記載された目的

この法人は那賀郡内に住むあらゆる親たち・子どもたちに対して、子育て支援に関する事業を行い、那賀郡内の子育て環境のレベルアップに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年10月5日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田医 164-24	うえだ内科外科クリニック	田辺市新万28-27	平成 24.10.1

和歌山県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　道路の種類　県道

2　路線名　温川田辺線

区　　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延　長 メートル	備　　考
田辺市伏菟野字前谷822番地内	旧	3.78 ～ 3.82	110.00	

和歌山県告示第1179号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

道路の種類　県道

路線名　温川田辺線

供用廃止の区間　田辺市伏菟野字前谷822番地内

供用廃止の期日　平成24年10月5日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長　諸　木　良　介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備　考
紀州全英会	会計責任者	水野行雄	岡行彦	H24.8.15	政治団体	
自由民主党和歌山県支部連合会	会計責任者	吉井和視	尾崎要二	H24.8.31	政党	
尾和弘一後援会	代表者	山崎知行	尾和正之	H24.9.6	政治団体	
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	和歌山市北汀丁7　城西ビル1階	和歌山市卜半町35	H24.9.10	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長　諸　木　良　介

政治団体の名称	代表者の氏名	解　散	届　出

		年月日	年月日
紀州全英会	近西勝	平成 24.7.31	平成 24.8.15
前田雄治後援会	前山喜弘	平成 23.12.1	平成 24.8.29

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長　諸　木　良　介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

紀州全英会

報告年月日 24.08.15

1　収入総額　0

2　支出総額　0

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

紀州全英会

報告年月日 24.08.15

1　収入総額　0

2　支出総額　0

前田雄治後援会

報告年月日 24.08.29

1　収入総額　0

2　支出総額　0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

紀州全英会

報告年月日 24.08.15

1　収入総額　0

2　支出総額　0

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長　諸　木　良　介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
全国平和連合紀州はなぶさ会	近西勝	水野行雄	和歌山市新在家125-11　リブハウス・アズ2-23号	平成 24.8.15
				平成

谷本吉弘後援会	谷本吉弘	稲見好明	日高郡みなべ町埴田1742番地	24.9.12
ササキよしのり後援会	佐々木香徳	佐々木駿	日高郡みなべ町東本庄513番地第4	平成 24.9.13

公　　　告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成24年10月5日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（3・5・1号高田嵯峨谷線）

かつらぎ都市計画道路（3・6・9号折居笠田中佐野線）

2　都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県かつらぎ町笠田東字室ノ木

笠田中字稲子、田中、片山、寺前、的場、上嶋

追加する部分

和歌山県かつらぎ町笠田中字大縄

3　都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

かつらぎ町建設課

4　縦覧期間

平成24年10月5日から平成24年10月19日まで

監　査　公　表

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成24年8月20日から同月23日までに実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年10月5日

和歌山県監査委員　保　田　栄　一

和歌山県監査委員　足　立　聖　子

和歌山県監査委員　山　本　茂　博

和歌山県監査委員　平　木　哲　朗

1　監査対象機関及び監査実施年月日

監　査　対　象　機　関	監査実施年月日
知事直轄	平成24年8月20日 平成24年8月22日
総務部	平成24年8月22日

企画部	平成24年8月20日
環境生活部	平成24年8月23日
福祉保健部	平成24年8月23日
商工観光労働部	平成24年8月23日
農林水産部	平成24年8月21日
県土整備部	平成24年8月22日
会計局	平成24年8月21日
県議会事務局	平成24年8月22日
人事委員会	平成24年8月22日
労働委員会	平成24年8月22日
選挙管理委員会	平成24年8月21日
監査委員	平成24年8月23日
教育委員会	平成24年8月22日
公安委員会	平成24年8月21日

2　監査の結果

(1)　指摘事項

なし

(2)　注意事項

知事直轄

ア　公用車の板金塗装修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

（広報課）

イ　集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印を押印していなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（総務企画課）

総務部

ア　超過勤務手当の算定において、超過勤務時間に係る計算誤りが3件あったので、過不足額を返納又は追給し、今後適正に処理されたい。

（総務学事課）

イ　集中調達物品の消耗品の納品で、納品書が保存されていないもの並びに納品書に受付印及び職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（総務学事課）

ウ　領収証書を一組（3枚複写）亡失していたので、今後適正に処理されたい。

（総務学事課）

エ　県税の収入率は、96.9%と前年度に比し0.4ポイント増加し、平成23年度末の収入未済額も約24億900万円と約2億4,900万円圧縮するなど、県税徴収対策本部としての組織的な取組の成果が出ている。

その中で個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約74%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

（税務課）

オ　旅費が支給されるべき用務であるにもかかわらず、旅費不支給となっているものがあったので適

正に処理されたい。

（税務課）

カ　集中調達物品の消耗品費で、納品書が添付されていなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（税務課）

キ　税務課分室のエアコンの取替工事において、廃棄されたエアコンの不用調書、処分調書の作成を行っていなかったので、適正に処理されたい。

（税務課）

企画部

ア　旅費の日当が加算される早朝出発時刻の要件を満たさないにもかかわらず、日当が加算された事例があったので、適正に処理されたい。

（調査統計課）

環境生活部

ア　集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注課の受付印、個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（環境生活総務課）

イ　公用車で鈑金塗装等が行われているが、その原因や経過が車両管理者に報告されていないので、今後、適正に処理されたい。

また、発注に際しては、一人の見積りにより随意契約で行っているが、昭和63年4月1日付け出第1号和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第109条第1項第1号の適用はできないので、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

（環境生活総務課）

ウ　産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成23年度末で、約11億2千万円となっている。早期回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

（循環型社会推進課）

エ　集中調達物品の消耗品費で、納品書がなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（県民生活課）

オ　和歌山交通公園の指定管理者に物品を貸し付けているが、物品貸付調書により決定されていなかったので、適正に処理されたい。

（県民生活課）

カ　集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注課の受付印、個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（青少年・男女共同参画課）

キ　随時の資金前渡について、支出負担行為を年度当初に一括して行い、必要時に支出命令を行い支出し、精算を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

（青少年・男女共同参画課）

ク　支出負担行為2件が、出納機関に合議されていなかったので、適正に処理されたい。

（食品・生活衛生課）

ケ　切手購入に係る履行確認がなされていなかったので、適正に処理されたい。

（食品・生活衛生課）

コ　機器保守点検の委託契約において、業務完了報告書が10月に行った定期点検のみの報告で契約業務の報告内容になっていないので、適正に処理されたい。

（食品・生活衛生課）

福祉保健部

ア　生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約3,696万円であり、前年度に比し約465万円増加している。

今後も、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（福祉保健総務課）

イ　旅行後、復命が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

（福祉保健総務課）

ウ　和歌山県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金について、事業実績報告書が約2か月遅れて提出された事例があったので、適正に処理されたい。

（福祉保健総務課）

エ　公用車のフロントウインドガラスの交換修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

（福祉保健総務課）

オ　児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約1,317万円であり、前年度に比し、約200万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

カ　母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成23年度末で約3,544万円であり、前年度に比し、約200万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

キ　児童扶養手当返還金の未収金については、平成23年度末で約1,419万円であり、前年度に比し、約46万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のため、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

ク　母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金については、平成23年度末で約56万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

ケ　旅行命令において、出張初日は移動日のため、登庁後出張するのが適切な旅行であったが、「直行」を承認し、旅費が過払いとなっていた事例があったので適正に処理されたい。

（長寿社会課）

コ　児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約482万円であり、前年度に比し約61万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努

められたい。

（障害福祉課）

サ　知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約31万円であり、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後も、適切な納入指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

シ　特別障害者手当等返還金の未収金については、平成23年度末で約188万円であり、前年度に比し約10万円の減少となっている。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

ス　委託事業の実績報告書の様式が簡易なものになっているため、事業の成果や経費に不明瞭なものがあった。

また、実績報告の遅延や検査年月日の記載誤りなどが見られたので適正に処理されたい。

（障害福祉課）

セ　平成22年度地域生活支援事業費等補助金の額の確定に伴う返還金について、納期限までに完納されなかった事例があったが、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項の規定に基づく督促状を発していなかったので、適正に処理されたい。

（障害福祉課）

ソ　公用車のフロントウインドガラスの交換修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

（障害福祉課）

タ　看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成23年度末で約21万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

（医務課）

チ　和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表1第11項の規定に基づき知事が定める保健所使用料について、保健所で検査等を行う場合と検査を外注する場合で使用料の算定方法を異なる扱いとしているが、同項に定める使用料の算定の基準及び地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条第2項の規定に鑑み、異なる扱いとする必要がないので、適正に処理されたい。

（医務課）

ツ　和歌山県広域災害・救急医療情報システムの管理及び運営業務の委託において、業務の一部を再委託する場合は、県の承諾を得る必要があるが、承認申請手続がなされていなかったので、適正に処理されたい。

（医務課）

テ　平成23年度青洲医療ネット運営に係る委託業務の検査について、委託年度を超えてから行われていたので、適正に処理されたい。

（医務課）

ト　生活習慣病等健康診査推進事業補助金について、補助対象業務が明確でなく、補助対象経費の積算根拠も不十分であるので、適正に処理されたい。

（健康推進課）

ナ　旅費が支給されるべき用務であるにもかかわらず、旅費不支給となっているものがあった。

また、自家用車使用、自家用車同乗の職員がともに直帰とされている旅行命令について、帰着地が用務地を挟み逆方向となる事例があったので、併せて適正に処理されたい。

（健康推進課）

ニ　簡易公開調達により執行した特定疾患調査解析システム用データ入力業務委託契約について、見

積期限経過後に提出された無効な見積書を有効として取り扱っていたので、適正に処理されたい。

（健康推進課）

商工観光労働部

ア　中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているが、平成23年度末現在における収入未済額（元金）は82億9,741万円と減少していない。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業の状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを一層強化し、債権管理に万全を期されたい。

（商工観光労働総務課）

イ　通勤認定が「南海高野線・本線」となっている職員の旅行命令で、直行・直帰の命令とする際、旅行命令簿の8その他欄に「南海電鉄使用」と明記しなかったため、旅費調整ができなかったので、適切に処理されたい。

（商工観光労働総務課）

ウ　旅費が支給されるべき用務であるにもかかわらず、旅費不支給となっているものがあったので適正に処理されたい。

（商工振興課）

エ　和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成23年度末現在の未償還額は、約1,172万円であり、前年度に比し、11万円減少しているが、履行期限延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努力されたい。

（企業振興課）

オ　起業家創出支援事業の賃料について、平成23年度末現在で約24万円の未収金が発生しており、徴収に努力されたい。

（企業振興課）

農林水産部

ア　ETCカード使用承認・使用管理簿について、昨年度に引き続き記載誤りや担当者の貸出・返却確認印が漏れていたので、適正に処理されたい。

（農林水産総務課）

イ　旅行後、復命されていない事例があったので、適正に処理されたい。

（農林水産総務課）

ウ　常時資金前渡の現金で借り上げた自動車に給油しているが、行程で使用したガソリンの量が不明であるために精算できないことから、適正に処理されたい。

（食品流通課）

エ　土地改良事業等の竣工にともない、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

（農業農村整備課）

オ　収入調定に際し、協定書で定めている納期限を、特別な理由もなく遅らせていた事例があったので、適正に処理されたい。

（農業農村整備課）

カ　支出票の履行確認欄又は請求書に、検査をした年月日、職名、氏名の記載、押印がなされていなかったので、適正に処理されたい。

（農業農村整備課）

キ　紀北家畜保健衛生所及び紀南家畜保健衛生所内の電話柱に電線が共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

（畜産課）

ク　農業改良資金貸付金償還金の未収金は、平成23年度末で元金は120万円増加し、約232万円となっており、違約金約490万円と併せ、約722万円が収入未済となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

（経営支援課）

ケ　負担金支出の請求書について、請求者の部分に事務局を務める別団体の代表者印を押印しているもので受理していたので、適正に処理されたい。

（経営支援課）

コ　林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成23年度の回収額は26万円と厳しい状況であり、同年度末の未収金は、約1,475万円となっている。

今後とも、法的措置を検討しながら、未収金の早期回収に努められたい。

（林業振興課）

サ　旅行命令簿の用務開始時間では、航空機利用であるが、航空機利用欄の記載がないため、鉄道賃で支払われた事例があったので、適正に処理されたい。

（林業振興課）

シ　週休日の勤務命令が6時間を超えているにもかかわらず、休憩時間が1時間未満のものがあったので、適正に処理されたい。

（林業振興課）

ス　資金前渡で支出手続を行った実費弁償及び旅費支給について、支払先として資金前渡者ではなく、受領予定者本人の債権者番号を入力したため、当該口座に用務日前に直接振り込まれていた事例があったので、適正に処理されたい。

（林業振興課）

セ　支出負担行為に係る事務決裁及び会計局への合議手続で、金額区分の適用を誤り、本来の決裁権者まで決裁を得ていないものがあったので、適正に処理されたい。

（林業振興課）

ソ　相手方文書に記載された支払期限である12月を考慮せず、請求のあった6月に支払手続を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

（林業振興課）

タ　委託業務の内容を変更しているにもかかわらず、設計内容の変更手続をとることなく精算されているものがあったので、適正に処理されたい。

（森林整備課）

チ　沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成23年度末で現年度分未収金は発生しておらず、過年度分が1,587万円、確定分の違約金が約453万円であり、合計金額では前年度に比べて約140万円減少し約2,040万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

（水産振興課）

県土整備部

ア　道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成23年度末で約22万円が収入未済となっているので、引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（県土整備総務課）

イ　旅行命令簿で用務先所在地と用務地を誤って記載していた事例があったので、適正に処理された

い。

（用地対策課）

ウ　土木使用料（道路）の未収金は、平成23年度末で約57万円となっており、前年度に比し約3万円減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（道路保全課）

エ　駐車場回数券について、使用簿の残高より現物が1枚不足していたので、適正に処理されたい。

（道路保全課）

オ　工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費の未収金は、平成23年度末で約124万円となっており、前年度に比し約4万円減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（道路建設課）

カ　業務委託契約不履行に伴う違約金等は、平成23年度末で約265万円が収入未済となっているので、引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（河川課）

キ　土地使用料等の未収金は、平成23年度末で約19万円となっており、前年度に比し約13万円減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（河川課）

ク　旅行命令簿の通勤自家用車等認定距離及び調整額欄を旧の通勤届の情報で記載していたため、調整額が過大となっているものがあったので、適正に処理されたい。

（河川課）

ケ　河川敷地の不法占用については、平成23年度末現在、なお16件あるので、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

（河川課）

コ　土砂災害関連情報配信システムデータ更新業務の条件付き一般競争入札において、決裁手続を経ずに入札保証金を免除しているものがあった。

さらに、落札者の契約辞退により、当該業務が遅延したことから、今後適正な事務処理を図られたい。

（砂防課）

サ　土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成23年度末で約8,851万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

（都市政策課）

シ　公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところであるが、平成23年度末現在で、収入未済額が約1億7,400万円と依然として多額である。

今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

（建築住宅課）

ス　特定公共賃貸住宅4団地については、家賃の値下げなど一定の取組が行われているが、33戸のうち入居戸数は平成23年度末現在6戸となっている。

今後とも、県民のニーズを把握し、より効果的なPR方法等を検討し、入居戸数を増やすよう努められたい。

（建築住宅課）

セ　週38時間45分の勤務時間超であるのに、代休に係る25/100の手当の支給が不足している事例があったので、適正に処理されたい。

（公共建築課）

ソ　港湾施設使用料等の未収金について、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起などの努力はされているが、平成23年度末で約2,917万円となっている。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

（港湾空港課）

会計局

ア　支出決定されていたが、出納員の押印が漏れていた支出票を支払処理していたものがあったので、適正に処理されたい。

（会計課）

イ　支出負担行為に係る事務決裁及び会計局への合議手続で、金額区分の適用を誤り、本来の決裁権者まで決裁を得ていないものがあったので、適正に処理されたい。

（会計課）

ウ　旅行命令簿、旅費計算書に旅費計算や移動方法に誤りのあるものが見受けられたので、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

エ　高速道路通行料金変更に伴う通勤手当額の改定に当たり、利用者の特別料金手当額が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

オ　通勤手当認定の変更で、旧認定区間の残月分の返納を求めているが、誤った額で算定しているため、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

カ　平成23年度公用車の任意保険加入契約締結に当たり、当初予算として上程された予算額を上回った落札決定額となっていたので、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

キ　超過勤務手当について、超過勤務時間に係る計算誤りが散見されたので、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

県議会事務局

ア　超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた。

また、4時間の週休日の振替が行われた残りの勤務時間の区分は125/100であるが、135/100を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

（県議会事務局）

教育委員会

ア　物品を購入しているが履行確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

（総務課）

イ　消耗品費の購入において、納品書に個人印を押印していないものや、納品検査を1名で行っていたものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（総務課）

ウ　代表者印、代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたので、適正に処理されたい。

（総務課）

エ　平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成23年度末で約1,283万円が未収となっている。

今後も、債権の回収に努められたい。

（給与課）

オ　代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたので、適正に処理されたい。

（福利課）

カ　工事請負に相当する業務を役務調達として執行していたので、適正に処理されたい。

（福利課）

キ　進学奨学金等返還金の未収金については、貸付金債権管理マニュアルを作成し、償還指導等に努めているところであるが、平成23年度末で約7億9,735万円となっており、前年度末に比し約4,557万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、債権管理に努められたい。

（生涯学習課）

ク　和歌山県修学奨励金返還金の未収金については、意思・意向確認調査を実施し、未納者の現状を把握するなど、未収金対策に努められているが、平成23年度末で約4,352万円となっており、前年度末に比し約1,626万円増加している。

今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

（生涯学習課）

ケ　集中調達物品の消耗品費で、納品書に個人印を押印していないものや、納品検査も1名で行っていたものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（生涯学習課）

コ　簡易公開調達において、予定価格を設定していなかったので、適正に処理されたい。

（生涯学習課）

サ　ジュニアハイスクール指定事業補助金において、補助団体が、補助金交付決定前に物品を購入するなど事業を執行しているものがあったので、適正に処理されたい。

（スポーツ課）

シ　集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注機関の受付印、個人印を押印していなかったものや、納品検査を1名で行っていたものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（スポーツ課）

ス　前払いを行っている委託事業において、和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）第65条に基づく前金払確認票が出納機関に提出されていなかったので、適正に処理されたい。

（スポーツ課）

セ　会場設営業務を三者見積りにより随意契約で行っているが、簡易公開調達を実施できる案件であるため、適正に処理されたい。

（スポーツ課）

ソ　教育使用料（貸家料）の納付において、履行期限の延期（分割納付）を承認している事例及び納期限から大幅に納付が遅れている事例があるが、延滞金を算定していないので、今後適正に処理されたい。

（スポーツ課）

タ　教育財産使用許可にかかる使用料の調定で、平成22年度に調定しなければならないものが、平成2

3年度に行われていた。

また、平成23年度分も遅れて調定していたので適正に処理されたい。

（文化遺産課）

チ　和歌の浦名勝史跡説明看板設置委託業務において、予算配当がないにもかかわらず競争入札を執行し、契約を締結していたので、適正に処理されたい。

（文化遺産課）

ツ　公立小中学校適正規模支援補助金において、補助団体が交付決定前にスクールバスを購入するなど事業を執行していたものがあったので、適正に処理されたい。

（学校指導課）

テ　印刷製本費の支出負担行為が総務事務集中課に合議されていなかったので、適正に処理されたい。

（学校指導課）

ト　集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注機関の受付印、個人印を押印していなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（健康体育課）

ナ　会場借上料について、履行確認を行っているにもかかわらず、二重払いを行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

（健康体育課）

ニ　和歌山マリーナ内に設置されている浮桟橋及びヨット競技浮上式斜路桟橋材料の日常の管理については、和歌山マリーナの指定管理者である特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブが行っている状況である。管理に当たり、委託契約を行う等、適正に処理されたい。

（健康体育課）

ヌ　子どもの安全事業委託事業において、予算配当がないにもかかわらず競争入札を執行していたので、適正に処理されたい。

（健康体育課）

公安委員会

ア　放置違反金の平成23年度決算における未収金は、約3,450万円であり、前年度に比し約1,145万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

（警察本部）

イ　免許更新に係る教本について、講習業務と併せ委託により発注しているが、競争性を確保するため、講習業務と分離して物品調達として発注されたい。

（警察本部）

ウ　放置車両の確認事務を委託しているが、業者が必要な登録を行わず無資格であったことから、一時車両確認が中断したため、今後適正に処理されたい。

（警察本部）

(3)　検討事項

総務部

ア　庁舎内の食堂、喫茶、売店等については、職員互助会などが借り受け、運営されているが、貸付方法等を検討されたい。

（管財課）

企画部

ア　コスモパーク加太の未利用地については、メガソーラー敷地として28,000㎡が新たに利用され、866,780㎡に削減されたが、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

（企画総務課）

イ　旧南紀白浜空港跡地については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

（企画総務課）

福祉保健部

ア　境界確定協議が整った旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上、処理を進められたい。

（障害福祉課）

農林水産部

ア　普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地について、関係機関との協議や、売却の課題解消に向けた取組を進め、早期の処分に努められたい。

（畜産課）

県土整備部

ア　廃道敷地については、平成23年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

（道路保全課）

イ　道路整備事業の残地について、現況を十分把握の上、処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの今後も適切な管理に努め、これまで投入してきた財源が無駄にならないよう、利活用を検討されたい。

（道路建設課）

ウ　廃川敷地の処理について、平成23年度末現在で未処理件数は6件となっている。

不法占用を防止するため、資産保全手続や定期的なパトロールを実施するなど適正な管理に努めるとともに、売却の難しいものについては、一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

また、廃川敷地は、不整地であることなど売却が難しいものが多いと考えられるので、一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策も検討し、引き続き適正管理に努められたい。

（河川課）

会計局

ア　通勤手当の算出に利用している「合理的な通勤経路・距離一覧表」があるが、計測距離に短い経路があったので、見直しを検討されたい。

（総務事務集中課）

公安委員会

ア　免許更新等の講習業務にかかる予定価格は主として講習予定講師配置の最大日の人員で積算しているが、交通センター等以外の7署での開催日等の工夫により配置人員の効率化が可能であること、また講習時間以外は委託外の団体自らの業務執行が可能であることから、適切な人員配置等による妥当な積算方法を検討されたい。

（警察本部）

(4)　上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。